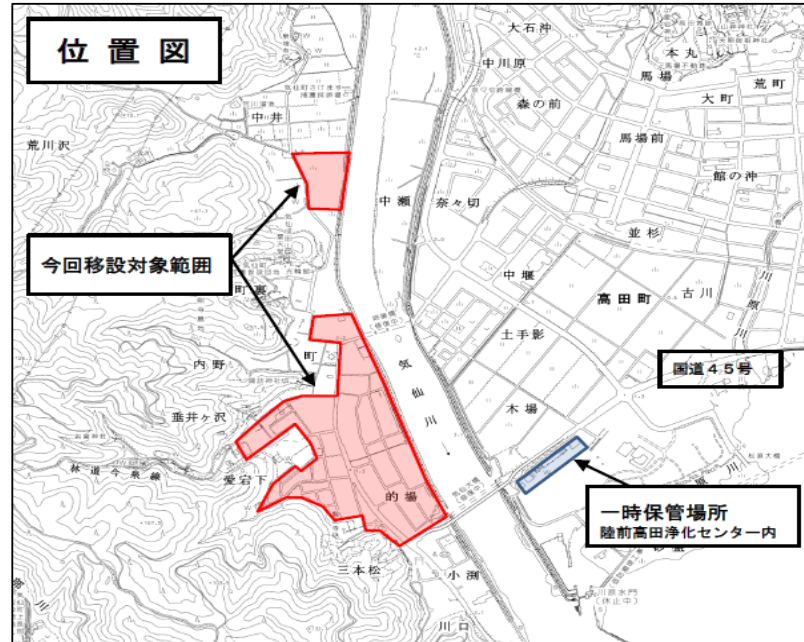


ニュース③ 土地区画整理事業区域内にあった所有者不明の庭石等を一時保管中 《所有者不明の庭石等は、平成28年3月以降処分予定》

陸前高田都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の実施に伴い、事業区域内にある庭石、蔵石及び石柱等（以下「庭石等」という。）を一時保管場所へ移動しました。庭石等の情報は市役所庁舎前掲示板に公告するとともに、市街地整備課においても閲覧が可能ですので、所有者と思われる方は下記まで連絡してください。なお、所有者が現れない場合は、市において処理します。また、今後庭石等の移設が完了する毎に、順次同様の公示をしていきます。

《今回庭石等移設対象範囲及び一時保管場所》



問い合わせ先

一時保管場所は陸前高田浄化センター敷地内ですので、まずは市街地整備課用地係（内線455・456）にご連絡ください。

ニュース④ ヤギによる除草効果の実証実験を行っています 《10月中旬まで実施予定》

市では、今後復興事業に伴い造成される法面の除草が課題になってくることから、防災集団移転促進事業で買い取った米崎町字沼田地内の市有地において、陸前高田市シルバー人材センターに業務委託し、ヤギによる除草効果の実証実験を行っています。柵の中でヤギと触れ合いたい方は、事前にシルバー人材センターまでご連絡ください。



問い合わせ先

- (1) 現地での対応（連絡は土日祝日を除く9:00~17:00）
陸前高田市シルバー人材センター（☎：54-4888）
- (2) 市担当窓口
復興対策局復興対策係
（☎：54-2111、内線432・433）

◆編集・発行◆ 陸前高田市復興対策局 〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5 ☎0192-54-2111(内線433)

復興News 陸前高田

＜第27号＞

平成27年10月発行
陸前高田市復興対策局

ニュース① 移転元地の買取期限を延長 《10月以降に契約を希望する際はご相談ください》

被災した土地の買取については、これまで平成27年9月30日までに契約するよう、お知らせしてきたところですが、相続が完了できない、抵当権等を抹消できないといった事例が多いことから、10月以降も引き続き契約を行います。万が一、契約までに時間を要する場合は、お早めに下記担当までご連絡ください。

相続登記や抵当権抹消の手続き

相続が完了していない土地や、抵当権等が設定されている土地は、ただちに契約ができません。お早めに相続登記や抵当権等の抹消を済ませましょう。

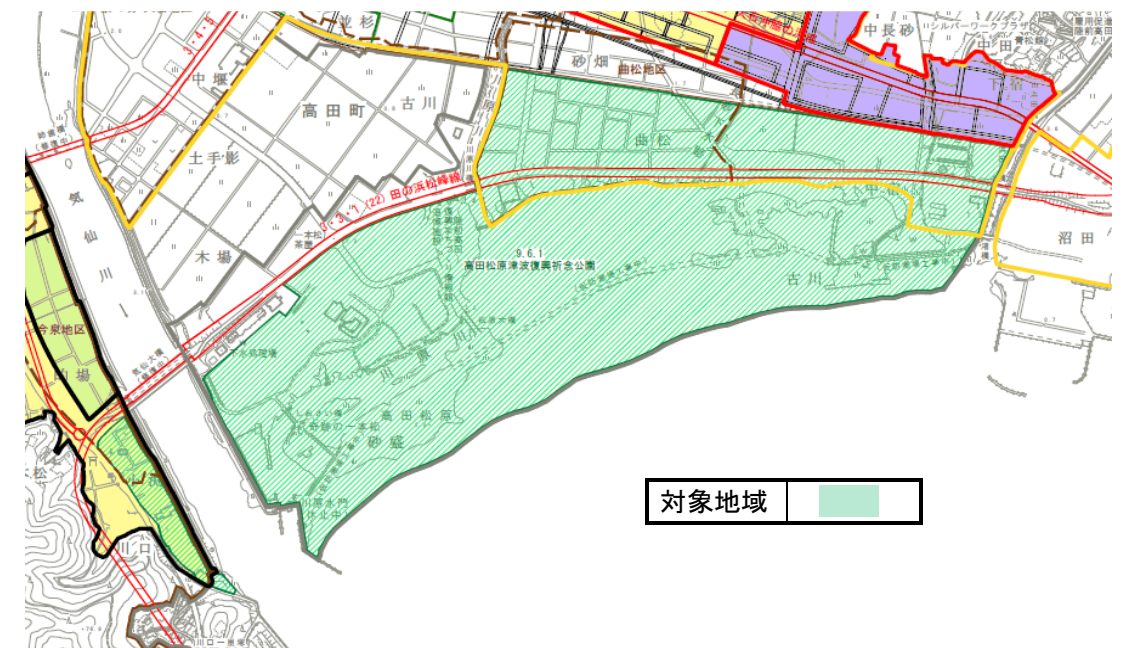
◆**相続登記**…相続の権利者どうして協議し、相続人を決定後、登記を行ってください。ご不明な点は、法務局や司法書士等に相談しましょう。

◆**抵当権等の抹消**…所有地に抵当権等が設定されている場合は、抹消に向けて金融機関と協議しましょう。

高田地区(旧JR以南)・津波復興祈念公園整備事業の買取対象地の売買に5,000万円控除を適用

移転元地の買取には、これまで2,000万円控除を適用してきたところですが、松原公園災害復旧事業及び津波復興祈念公園整備事業の見通しが立ったことから、土地売買に5,000万円控除が適用されることになりました。

地権者の皆様に、後日、上記事業の説明会及び契約会のご案内を差し上げますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



問い合わせ先

復興対策局復興対策係（内線432・433）

ニュース②
災害公営住宅の入居者を募集します
 ≪申し込みは10月13日(火)から10月30日(金)まで ≫

市では、下記により、災害公営住宅の入居者を募集します。災害公営住宅は東日本大震災により住宅を失い、現に住宅に困窮している方々等を入居対象とする公的な賃貸住宅です。

入居募集団地(追加募集)

	田端団地 (7戸)	大野団地 (20戸)	脇の沢団地 (25戸)	下和野団地 (2戸)	西下団地 (1戸)	中田団地 (2戸)
間取り	戸数					
2DK	3戸	9戸	20戸	2戸	1戸	—
3DK	3戸	10戸	3戸	—	—	—
2DK車いす対応	1戸	1戸	2戸	—	—	—
2DK(ペット可)	—	—	—	—	—	2戸

継続募集団地

	水上団地 (14戸)	西下団地 (3戸)	柳沢前団地 (9戸)	中田団地 (74戸)	今泉団地 (15戸)	長部団地 (4戸)
間取り	戸数					
1DK	—	—	—	9戸	—	—
2DK	4戸	1戸	—	32戸	10戸	3戸
3DK	8戸	—	7戸	29戸	1戸	1戸
1DK車いす対応	—	—	—	2戸	—	—
2DK車いす対応	2戸	2戸	2戸	2戸	—	—
2DK(ペット可)	—	—	—	—	4戸	—

- 1DK…単身世帯または2人世帯
 2DK…制限なし
 3DK…制限なし
 1DK車いす対応…身体障がい者のいる世帯(車いす利用者がいる世帯優先)
 2DK車いす対応…身体障がい者のいる世帯(車いす利用者がいる世帯優先)
 2DK(ペット可)…今現在ペットを飼育している世帯に限り、申込を受け付けます
 ※応募者多数の場合は、抽選といたします。
 ※追加募集団地については、募集期間内に入居者が決定しない場合、継続募集といたします。

入居資格

- 以下の(1)～(4)の条件をすべて満たしていること。
 (1)次の①～③のいずれかに該当するものであること。
 ①東日本大震災により住宅を失ったもの。
 (全壊、全焼、全流出又は、大規模半壊、半壊であって、解体を余儀なくされた場合)
 ②被災地において実施される国で定める事業の実施に伴い移転が必要となったもの。
 ③福島原発事故による居住制限者。
 (2)応急仮設住宅(みなし仮設住宅等を含む)などに居住しており、現に住宅に困窮していることが明らかであること。
 (3)入居申込者及び同居するものが暴力団員でないこと。
 (4)住宅再建に関する補助金を受領していないこと。

入居申込の方法

- 以下の書類に必要事項を記入し、右記窓口に持参又は郵送により提出してください。
 (1)入居申込書(建設課にて配布、または市のホームページから印刷してください。)
 (2)入居希望者全員の本籍が記載された住民票の写し(市民環境課発行)
 (3)18歳以上(高校生を除く)の方全員の所得・課税・扶養証明書(税務課発行)
 (4)り災証明書(写しでも可)
 (5)障がいがある方は、障害者手帳の写し
 ※証明書等を取得する際に身分証明書が必要となります。

募集期間
平成27年10月13日(火)から10月30日(金)まで【消印有効】(※土日祝日除く)

想定家賃
 想定される標準的家賃であり、家賃は世帯収入及び団地ごとに変動します。

	月額所得 (円)	想定家賃 (円)			
		1DK (47㎡)	2DK (58.6㎡)	2DK車いす (66.9㎡)	3DK (72.2㎡)
I-1	0	5,300 (1,700)	6,600 (2,100)	7,600 (2,400)	8,200 (2,600)
I-2	1～17,250	9,000 (5,100)	11,200 (6,500)	12,900 (7,400)	13,900 (8,000)
I-3	17,251～34,500	9,000 (8,600)	11,200 (10,700)	12,900 (12,400)	13,900 (13,300)
I-4	34,501～40,000	9,000	11,200	12,900	13,900
I-5	40,001～51,750	12,700 (12,100)	15,900 (15,100)	18,100 (17,300)	19,500 (18,600)
I-6	51,751～60,000	12,700	15,900	18,100	19,500
I-7	60,001～69,000	16,400 (15,500)	20,500 (19,500)	23,400 (22,300)	25,200 (24,000)
I-8	69,001～80,000	16,400	20,500	23,400	25,200
I-9	80,001～104,000	17,300	21,700	24,800	26,700
II	104,001～123,000	20,000	25,000	28,600	30,800
III	123,001～139,000	22,900	28,600	32,700	35,200
IV	139,001～158,000	25,800	32,300	36,900	39,700
V	158,001～186,000	29,500	36,900	42,100	45,400
VI	186,001～214,000	34,000	42,500	48,600	52,400
VII	214,001～259,000	39,800	49,800	56,900	61,400
VIII	259,001～	45,900	57,400	65,700	70,800

- ※1 市の減免基準により、申請を行うことで、()内の金額まで減免される場合があります。
 (生活保護費を受給している場合は、当該減免措置は適用されません)
 ※2 上記家賃の他に、共益費および駐車場使用料(1台あたり、月額約2,500円)が別途必要です。
 ※3 入居後3年を経過し、世帯の月額所得が158,000円(高齢・障がい者等の世帯については214,000円)を超える世帯は、4年目から割増家賃が発生するとともに、住宅の明渡し努力義務が生じます。
 ※4 入居後5年を経過し、2年連続で、世帯の月額所得が313,000円を超える世帯は、6年目からさらなる割増家賃が発生するとともに、住宅の明渡し請求がおこなわれます。

【家賃計算例】・2人世帯で2DKの場合

続柄	年齢	職業	年間収入額	年間所得額
本人	67	無職	(年金)1,850,000円	650,000円
妻	64	無職	(年金)750,000円	50,000円
合計			2,600,000円	Ⓐ700,000円



{Ⓐ年間所得700,000円－Ⓑ(同居者控除380,000円×1人)}÷12ヵ月＝Ⓒ月額所得額26,666円
 ⇒家賃算定表で「I-3」家賃(2DK欄の月額11,200円)となります。

注意事項

- (1)申込書に記載された内容が事実と異なる場合、または入居資格を失った場合は申し込みを無効としますのであらかじめご承知ください。
 (2)入居決定後、連帯保証人との連名による誓約書の提出が必要です。
 (連帯保証人の所得証明書及び印鑑登録証明書添付。)
 ※連帯保証人の確保が困難な場合は事前にご相談ください。

申込書受付窓口・問い合わせ先

〒029-2203 陸前高田市竹駒町字滝の里18番地1
 株式会社 寿広 陸前高田市営住宅管理センター ☎:53-1323
 ※陸前高田市役所建設課管理係でも受け付けます。(☎:54-2111 内線401)